

第1節 概要

復帰前の沖縄の米軍基地の実態は、密度、機能においても本土のそれとは比べものにならないものがあった。

昭和46年11月24日、第67回国会では、「政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべき」ことが決議されるなど、米軍基地の整理が進むかに見えた。しかしながら、復帰の前年の昭和46年に29,295ヘクタールあった米軍基地は、復帰に際して、634ヘクタールが返還されたものの、復帰時（昭和47年5月15日）には、28,661ヘクタール（うち米軍専用施設は27,893ヘクタール）が日米安保条約に基づいて提供される施設・区域として残されることになった。

その後、昭和48年1月の日米安全保障協議委員会（いわゆる「2プラス2」、以下この章で「SCC」という。）の合意を皮切りに、平成2年6月の日米合同委員会で確認された、いわゆる「23事案」などにより徐々に返還が進められた。しかし、復帰から23年が経過した平成7年当時でも、面積にして復帰時の85.3パーセントの米軍基地が残されていた。

このような状況の下、沖縄の基地問題は、平成7年の米軍用地の強制使用問題や、同年10月の県民総決起大会、平成8年の県民投票など一連の動きの中で、全国的な問題となり、日米両政府を動かすこととなった。

平成7年11月には、本県の米軍基地について協議する機関として、政府と県の間「沖縄米軍基地問題協議会」が、さらに、日米両政府の高官レベルの協議機関として「沖縄に関する特別行動委員会（SACO=Special Action Committee on Okinawa）」が設置され、平成8年12月、普天間飛行場の全面返還を含む11施設の返還などを内容とするSACO最終報告が合意された。

その後、県は、SACOで合意された普天間飛行場を含む11施設、5,002ヘクタールの整理縮小を着実に実施し、計画的・段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法であるとしつつも、同時に、SACOの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には依然として在日米軍専用施設面積の約69.7パーセントが存在することから、過重な基地負担をしてきた県民の意向に応えるため、SACOで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要であると考え、繰り返し日米両政府に対し、沖縄の米軍基地問題の解決促進を要請した。

さらに、日米両政府が、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議を進める中、平成17年3月に、当時の稲嶺知事が訪米し、ライス国務長官をはじめ米国政府高官に対し、米軍再編の中での沖縄県の基地負担の軽減を要請した。

米軍再編については、平成18年5月1日のSCCにおいて、共同文書「再編の実施のための日米のロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）が合意された。このロードマップにおいては、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8,000名の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等が示された。これらは相互に結びついているものとされていたが、平成24年4月27日のSCCの共同発表において、「在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納飛行場より南の土地の返還について、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定するとともに、約9,000名の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されること」が合意された。

これに続き、平成25年4月、日米両政府は嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の条件や手順等を示した「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」を発表した。

復帰後、令和4年3月末までに9,994.6ヘクタールが返還され、米軍基地の面積は復帰時点に比べて34.9パーセント減少したものの、それでもなお、本県には県土面積の8.2パーセントにあたる18,666ヘクタール（令和4年3月現在）の米軍基地が存在している。特に、人口、産業が集中する沖縄本島では14.6パーセントを占めるなど高密度の状況にあり、道路網の整備、計画的な都市づくりや産業用地の確保の支障となるなど、本県の振興を進める上で大きな制約となっている。

このため県は、SACO合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたSACO最終報告及び再編に基づく統合計画の確実な実施を日米両政府に求めている。さらに、これらが全て実施されたとしても、沖縄の米軍専用施設面積は全国の69パーセント程度となり応分の負担には依然としてほど遠いことから、「当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標の設定を日米両政府に求めている。

第2節 SACO設置以前の整理・縮小等

1 昭和48年から昭和51年までのSCCで策定された整理統合計画

本土における米軍基地については、昭和43年12月に開催された第9回SCCにおいて策定された「関東平野地域における施設・区域の整理・統合計画」、いわゆる関東計画に基づき、逐次返還及び移設が進められ、現在では、そのほとんどが完了している。これらは、基地周辺地域の急速な都市化に伴い、強まった住民の要望に応えたものである。

一方、沖縄県の米軍基地の整理・縮小については、昭和47年1月の佐藤・ニクソン会談後の在沖米軍施設・区域の整理縮小に関する共同発表を踏まえ、昭和48年1月に開催された第14回SCCにおいて初めて協議・検討がなされ、那覇海軍航空施設の全部、那覇空軍・海軍補助施設の全部、牧港住宅地区の一部の3事案が返還合意された。

さらに、昭和49年1月に開催された第15回SCCで48事案、昭和51年7月の第16回SCCで12事案の全部又は一部の返還が了承され、延べ63事案の返還及び移設が進められることとなった。その了承内容は、移設なし返還合意施設が24事案、移設後返還される施設が29事案、引き続き検討される施設が10事案となっている。

2 平成2年の23事案

昭和63年4月に当時の西銘知事が米国政府に対し行った整理縮小の要請を踏まえ、沖縄県の米軍基地の整理・統合について検討を行っていた日米合同委員会は、平成2年6月19日、その検討作業結果を発表した。これにより、県知事要望事案3件（県知事が米国政府に対し要望を行ったもの）、SCC事案9件（前述のSCCで了承された施設・区域の整理統合計画のうち未だ実施されていないもの）、軍転協事案8件（県知事と米軍基地等が存在する市町村長で構成する「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会」の返還要望）及び米側事案3件（米側が返還可能としたもの）の計23件（いわゆる「23事案」）について、返還に向けた所要の調整・手続きを進めることが確認された。

3 SACO設置以前の整理・縮小等の進捗^{※1}

63件については、令和4年3月31日までに57件（うち9件は23事案にも位置づけられている）の全部又は一部、面積にして32,578千平方メートルが返還されている。

また、本計画に位置づけられた那覇港湾施設は、SACO最終報告（平成8年12月）、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」（平成25年4月）にも位置づけられ、引き続き返還に向けて取組が進められている。

一方、23事案については、令和4年3月31日までに22事案（SCC事案8件、軍転協事案8件、県知事事案3件、米軍事案3件）の全部、1,008ヘクタール返還されており、SCC事案1件が一部返還済みとなっている。

沖縄県関係の日米安全保障協議委員会における返還了承事案の処理状況（令和5年9月現在）

SCC	返還計画		返還済		未返還	
	件数	面積(千㎡)	件数	面積(千㎡)	件数	面積(千㎡)
第14回(S48. 1. 23)	3	4,804	3	4,804	0	0
第15回(S49. 1. 30)	48	25,418	44	19,752	4	5,666
第16回(S51. 7. 8)	12	16,218	10	8,022	2	8,195
合計	63	46,440	57	32,578	6	13,862

注：数値は沖縄防衛局による。

^{※1} 沖縄県における在日米軍施設・区域の整理統合計画と23事案は重複があり、また23事案の中でも範囲の重複があるため、返還された面積を単純に合計することはできない。

平成2年6月19日日米合同委員会・確認事案(23事案)返還状況

(令和5年3月末現在)

施設名	事案数	確認面積 (千㎡)	返還面積 (千㎡)	未返還面積 (千㎡)	備考 (現在の面積)(千㎡)
北部訓練場	2	4,798	4,798	0	36,590
八重岳通信所	1	192	192	0	37
キャンプ・シュワブ	1	5	5	0	20,626
キャンプ・ハンセン	2	1,653	1,653	0	48,748
恩納通信所	2	624	624	0	全部返還済み
嘉手納弾薬庫地区	2	1,750	1,750	0	26,276
知花サイト	1	1	1	0	全部返還済み
トリエ通信施設	1	38	38	0	1,895
嘉手納飛行場	1	21	21	0	19,856
砂辺倉庫	1	3	3	0	全部返還済み
キャンプ桑江	2	405	400	5	675
キャンプ瑞慶覧	2	469	469	0	5,342
普天間飛行場	1	42	42	0	4,763
牧港補給地区補助施設	1	1	1	0	全部返還済み
工兵隊事務所	1	45	45	0	全部返還済み
那覇冷凍倉庫	1	建物(0.1)	建物(0.1)	0	全部返還済み
陸軍貯油施設	1	43	43	0	1,277
合計	23	10,090.1	10,085.1	5	

注：沖縄防衛局の資料による。ただし、備考欄、合計欄は県が作成したもの。

施設名	※	23事案	事案の返還状況	面積(千㎡)
北部訓練場	○	①国頭村伊武部岳地区、東村高江地区	返還済 H5.3.31	4,798
	○	②県道名護国頭線以南の一部	返還済 H5.3.31	(2,558)
八重岳通信所	○	③南側(名護市)及び北側(本部町)	返還済 H6.9.30	192
キャンプ・シュワブ	○	④国道329号沿いの一部(辺野古)	返還済 H5.3.31	5
キャンプ・ハンセン	○	⑤東シナ海斜面部分	返還済 H26.6.30	546
			返還済 H29.6.30	1,072
	○	⑥金武町内の一部	返還済 H8.12.31	34
恩納通信所	○	⑦施設全部	返還済 H7.11.30	624
	○	⑧施設東側部分	返還済 H7.11.30	(260)
嘉手納弾薬庫地区	○	⑨旧東恩納弾薬庫(ごみ焼却用地部分)	返還済 H17.3.31	90
		⑨旧東恩納弾薬庫(陸自継続使用部分)	返還済 H18.10.31	584
		⑨旧東恩納弾薬庫部分	返還済 R4.3.31	309
		⑨国道58号沿い東側部分、南西隅部分	返還済 H11.3.25	735
	○	⑩嘉手納バイパス計画部分	返還済 H11.3.25	34
知花サイト	○	⑪施設全部	返還済 H8.12.31	1
トリエ通信施設	○	⑫嘉手納バイパス計画部分	返還済 H11.3.31	38
嘉手納飛行場	○	⑬南側の一部(桃原)	返還済 H8.1.31	21
砂辺倉庫	○	⑭施設全部	返還済 H5.6.30	3
キャンプ桑江	△	⑮東側の南側	返還済 H6.12.31	16
		⑮東側の北側	未返還	5
	○	⑯北側部分	返還済 H15.3.31	384
キャンプ瑞慶覧	○	⑰泡瀬ゴルフ場	返還済 H22.7.31	468
	○	⑱通信ケーブル(登川)	返還済 H3.9.30	1
普天間飛行場	○	⑲東側沿い(市道11号)	返還済 H29.7.31	42
牧港補給地区補助施設	○	⑳施設全部	返還済 H5.3.31	1
工兵隊事務所	○	㉑施設全部	返還済 H14.9.30	45
那覇冷凍倉庫	○	㉒施設全部	返還済 H5.3.31	建物 0.1
陸軍貯油施設	○	㉓浦添～宜野湾POL	返還済 H2.12.31	43

※○：返還済 △：事案のうち一部未返還

注：面積欄で()は、その上記記載の面積の内数となっている。

第3節 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）

1 SACO設置の経緯

沖縄県における米軍基地の整理縮小については、第2節に記述したように本土復帰から平成7年までの間、複数の整理統合計画等が進められてきたが、復帰から平成7年3月末までの間、米軍専用施設の整理縮小は、本土で60パーセント進んだのに対し、沖縄県については約15パーセントしか進んでおらず、県民の目に見える形での基地の整理縮小が図られてこなかった。

このような状況の中、平成7年（1995年）9月に米軍人による少女暴行事件が発生した。これを契機にした県民の基地問題の解決を求める強い要望や、国内外の沖縄の米軍基地問題に対する世論の高まりを背景に、日米両政府は、沖縄県における米軍施設・区域に係る問題の改善及び基地の整理・統合・縮小に、真剣に取り組むこととなった。

日米両政府は、同年11月1日に来日したペリー国防長官と河野外務大臣、衛藤防衛庁長官との調整を踏まえ、11月19日、APEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議で来日中のゴア副大統領と村山総理大臣との会談で、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小の促進と航空機騒音等、基地から派生する諸問題による県民の負担軽減のため、SCCの下に「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会（SACO=Special Action Committee on Facilities and Areas in Okinawa）」の設置を決定した。

2 SACO最終報告の概要^{※1}

平成8年（1996年）12月のSACO最終報告は、普天間飛行場の全面返還を含む11施設、5,002ヘクタールの土地の返還を内容とする「土地の返還」、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止等を内容とする「訓練及び運用の方法の調整」、航空機騒音規制措置等を内容とする「騒音軽減イニシアティブの実施」、地位協定に関して航空機事故調査報告書の公表や米軍公用車両への番号標の取付け等、一定の改善を図る「地位協定の運用の改善」の4項目からなっている。

3 重要三事案との関係

平成6年6月に大田知事が訪米要請を行った際、「那覇港湾施設の返還」、「読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止及び同施設の返還」並びに「県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止」については、地域の産業振興及び県民生活の安定を図る上で重要な課題となっており、かつ、県民の要望も極めて強いため、重要三事案として、太平洋戦争・沖縄戦終結50周年の節目の年（平成7年）までの解決を強く求めた。

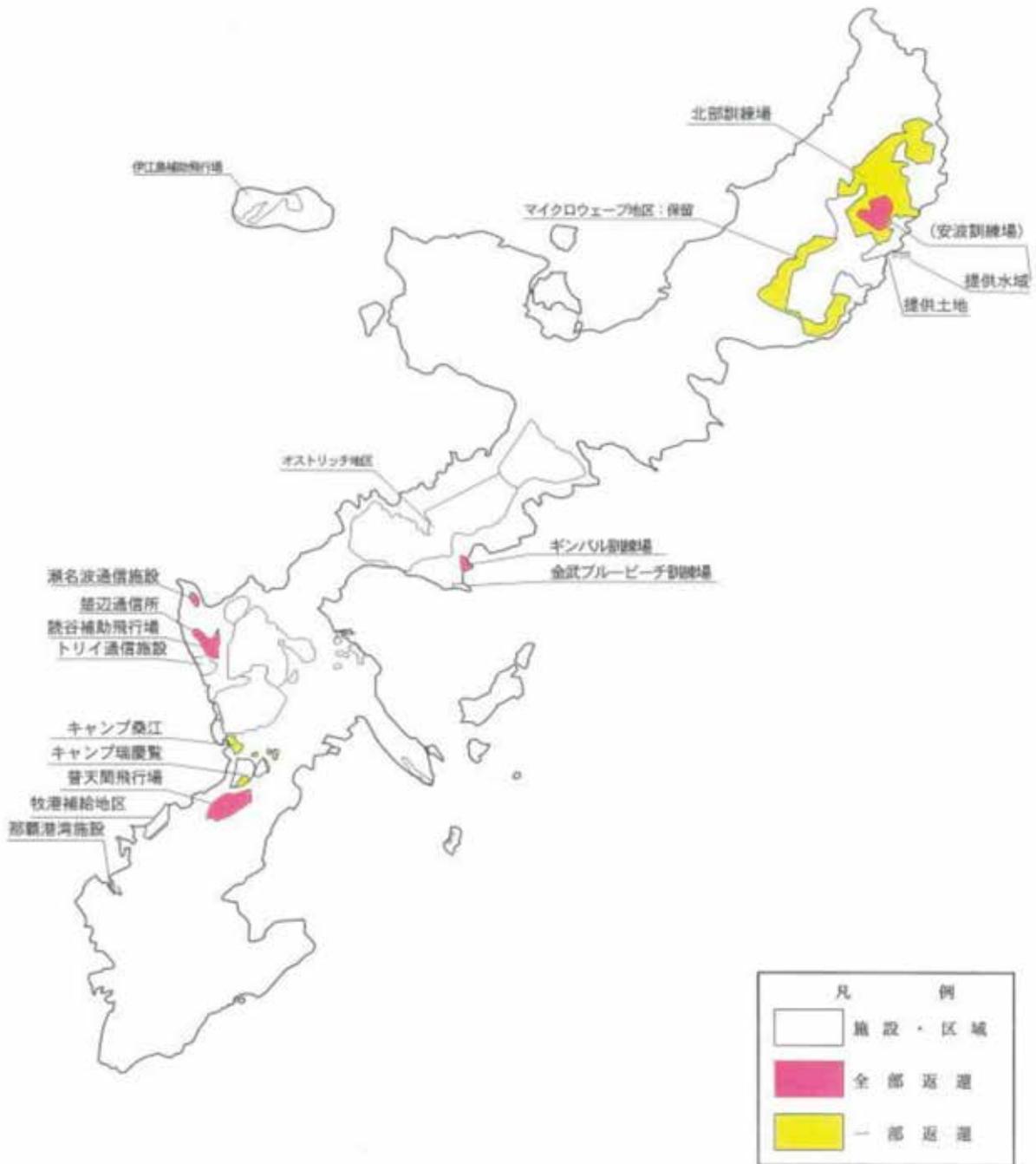
これらの要望についても、SACO最終報告に盛り込まれた。

^{※1} SACO最終報告の内容は、沖縄県知事公室基地対策課のホームページ「沖縄の米軍基地 資料編」を参照。

SACO最終報告における土地の返還

施設名等	区分	施設面積 (ha)	返還面積 (返還年度(目途))	条件等
普天間飛行場	全部	481	481 (5~7年以内)	・海上施設の建設を追求(規模約1,500m等) ・岩国飛行場に12機のKC-130空中給油機を移駐等 ・嘉手納飛行場における追加的整備等
北部訓練場	過半	7,513	3,987 (平成14年度末)	・海への出入りのため土地約38ha及び水域約121haを提供 ・ヘリコプター着陸帯を残余の同訓練場内に移設
安波訓練場	全部	(480)	(480) (平成9年度末)	・共同使用を解除(水域約7,895ha)
ギンバル訓練場	全部	60	60 (平成9年度末)	・ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場に、その他の施設をキャンプ・ハンセンに移設
楚辺通信所	全部	53	53 (平成12年度末)	・アンテナ施設及び関連支援施設をキャンプ・ハンセンに移設
読谷補助飛行場	全部	191	191 (平成12年度末)	・パラシュート訓練を伊江島補助飛行場に移転 ・楚辺通信所を移設後返還
キャンプ桑江	大部分	107	99 (平成19年度末)	・海軍病院等をキャンプ瑞慶覧等に移設(返還面積には返還合意済みの北側部分を含む)
瀬名波通信施設	ほぼ全部	61	61 (平成12年度末)	・アンテナ施設等をトリイ通信施設に移設 ・マイクロ・ウェーブ塔部分(約0.1ha)は引き続き使用
牧港補給地区	一部	275	3 (国道拡幅にあわせ)	・返還に伴い影響を受ける施設を残余の施設内に移設
那覇港湾施設	全部	57	57	・浦添埠頭地区(約35ha)への移設と関連して、返還を加速化するために共同で最大限の努力を継続
住宅統合		648	83 (平成19年度末)	・キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧に所在する米軍住宅を統合
計		9,446	5,075	
新規提供			▲73	(那覇港湾施設約35ha、北部訓練場約38ha)
合計		11施設	5,002	・県内施設面積の約21%減

SACO最終報告による米軍
施設・区域の返還等



4 SACOの進捗状況

(1) 土地の返還

ア 普天間飛行場

「第5章普天間飛行場移設問題（辺野古新基地建設問題）」に別記。

イ 北部訓練場

ヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）を返還される区域から同訓練場の残余の部分に移設することを条件としており、国は、ヘリパッド移設にあたり、ヘリパッド移設候補地の選定に関する環境調査を平成10年12月から平成12年3月まで実施し、平成13年1月に調査結果を公表した。この調査結果において、天然記念物や山原の固有種等、特記すべき動・植物の種が多数確認されたことから、自然環境への影響をより最小限にとどめることのできる移設候補地を選定するため環境調査を継続して実施した。

平成14年6月、国は、環境影響評価条例に準拠した環境影響評価の手続を開始し、北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設に係る継続環境評価検討書（環境影響評価方法書に相当）を作成し、平成14年6月21日から7月22日までの間、閲覧に供した。

そして、平成14年11月から平成16年3月までの間、継続環境調査を実施し、これらの結果を環境影響評価図書（環境影響評価書に相当）として平成19年2月21日から3月22日までの間、閲覧に供した。

平成19年3月13日の日米合同委員会でヘリコプター着陸帯移設予定地6箇所のうち、3箇所の建設を実施することが合意され、平成19年7月3日から3箇所の移設工事に着手した。

平成20年1月9日、日米合同委員会でヘリコプター着陸帯残り3箇所の建設を実施することが合意された。

平成25年3月に1箇所、平成26年7月に1箇所のヘリコプター着陸帯（N-4地区）が完成し、平成27年1月30日の日米合同委員会でN-4地区2箇所の着陸帯と進入路の米側への提供が合意された。

平成28年12月21日に、残り4箇所の着陸帯の提供が日米合同委員会で合意され、12月22日に北部訓練場の過半4,165.8ヘクタールが返還された。

ウ 安波訓練場

共同使用が解除され、平成10年12月に返還が実現した。

エ ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯がブルー・ビーチ訓練場に移設され、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後、返還するとされた。

ヘリコプター着陸帯のブルー・ビーチ訓練場への移設について、平成19年6月12日に金武町長が町議会で移設受入を表明し、6月14日に町議会は町長表明を容認する宣言文を賛成多数で可決した。

平成20年1月24日の日米合同委員会で、ヘリコプター着陸帯をブルー・ビーチ訓練場へ移設すること等を条件に、ギンバル訓練場の全面返還が合意され、平成23年7月31日に返還された。

オ 楚辺通信所

平成18年4月及び11月、日米合同委員会においてキャンプ・ハンセンに建設した代替施設を米側に提供することが合意され、平成18年6月15日に一部が、平成18年12月31日に残りの部分が返還された。

カ 読谷補助飛行場

同飛行場で実施されていたパラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に返還することが合意された。

平成18年7月31日、読谷補助飛行場用地の大部分（約138ヘクタール）が返還され、残りの部分（約53ヘクタール）についても、平成18年12月31日に返還された。

詳細は、(2) 訓練及び運用の方法の調整の「イ パラシュート降下訓練」（32頁）を参照。

キ キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は県内の他の米軍施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還することが合意された。

海軍病院の移設については、移設先の宜野湾市が、平成12年7月27日に、キャンプ瑞慶覧内の普天間地区への受入れを表明し、平成15年3月31日、北側部分約38ヘクタールが返還された。

平成17年1月13日、日米合同委員会においてキャンプ瑞慶覧の普天間地区に海軍病院及び関連施設を移設・整備することが、平成18年12月22日、日米合同委員会において海軍病院の建設工事を実施することが合意された。

平成25年1月24日、日米合同委員会において、海軍病院の移設整備の一部完了について了承さ

れ、平成25年3月に新病院での業務が開始されているほか、平成25年12月12日、日米合同委員会において予防医療センター等の建設について合意された。

キャンプ桑江の返還については、平成25年に発表された統合計画にも位置づけられ、引き続き、返還に向けた取組が進められている。（「第4節5 統合計画の進捗」を参照）

ク 瀬名波通信施設

地主は継続使用を求め、移設先であるトリイ通信施設の楚辺区住民も反対している状況にあったが、平成12年8月17日に開催された楚辺区の区民総会において、移設が了承された。これを受け読谷村長から、地元の意向を尊重するとの発言があった。

平成14年3月1日の日米合同委員会において、アンテナ等を含む通信システム、管理・運用施設及び付帯施設をトリイ通信施設内に移設することを条件に、マイクロ・ウェーブ塔部分の土地を除く瀬名波通信施設の大部分（約61ヘクタール）を、日本政府に返還することが合意され、平成18年9月30日、マイクロ・ウェーブ塔部分の土地約0.3ヘクタールを除く全ての土地約61ヘクタールが返還された。

マイクロ・ウェーブ塔部分の土地約0.3ヘクタールについては、平成18年10月の日米合同委員会において、トリイ通信施設の一部として同施設へ統合されている。

ケ 牧港補給地区（国道拡幅部分）

国道58号線の渋滞を緩和するため、拡幅計画を含めた検討がなされ、平成17年8月9日、浦添市長が一部返還に合意した。

平成27年12月17日に既存ゲート等の牧港補給地区内への移設を条件に約3ヘクタールの土地を先行返還することが、平成29年6月8日にゲート等の施設整備を実施することが日米合同委員会で合意された。その後、平成30年3月31日及び令和3年5月に土地が返還された。

なお、平成18年5月1日のSCCにおいて合意された「再編実施のための日米のロードマップ」において牧港補給地区の全面返還を目指すことが、平成24年4月27日の共同発表及び平成25年4月5日の統合計画において、同地区の3段階に分けた返還が示され、引き続き返還に向けた取組が進められている。

コ 那覇港湾施設

「第4節5 統合計画の進捗」に別記。

サ キャンプ桑江・キャンプ瑞慶覧にかかる住宅統合

SACO最終報告においては、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還することとされた。

この住宅統合の第1段階の措置として、平成11年4月27日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内のゴルフ・レンジ地区に、136戸の住宅（高層住宅2棟）及び関連施設を移設・整備することが合意され、平成14年2月に完成し、同年7月に米側へ提供された。

第2段階の措置として、平成14年2月7日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内のサダ地区に、330戸の住宅（高層住宅2棟136戸及び低層住宅194戸）及びその関連施設を移設・整備することが合意され、低層棟については平成16年6月に、高層住宅については平成17年3月に完成し、平成17年9月に米側へ提供された。

第3段階の措置として、平成16年3月11日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内の北谷東地区に160戸の低層住宅及び他の関連施設を整備することが合意され、平成17年3月の日米合同委員会において、建設実施が合意され、平成20年6月に米側に提供された。

第4段階の措置として、平成17年3月3日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内の普天間地区及びアッパープラザ地区に、104戸の低層住宅及び他の関連施設を整備することが合意され、平成18年3月23日の日米合同委員会において、100戸の低層住宅の建設実施が合意された。このうちアッパープラザ地区の44戸は、平成21年12月に米側に提供済みであり、普天間地区の56戸について提供手続中である。

第5段階以降の措置として、平成25年3月25日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内に909戸の低層住宅を整備することが合意された。なお、平成25年4月に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」においては、第5段階以降の措置について、「既に建設が合意されている56戸に加えて、家族住宅約910戸を建設する」と記述されている。

住宅統合については、約1,600戸の家族住宅を集約の上、建設することとしており、令和5年8月現在の工事建設の進捗状況は、米側に提供済みの住宅が670戸、提供手続中が56戸、合計726戸となっている。

（2）訓練及び運用の方法の調整

ア 県道104号線越え実弾砲撃演習

県道104号線は、恩納村安富祖から金武町金武までを結ぶ全長約8.1キロメートルで、

そのうち約3.7キロメートルがキャンプ・ハンセン内に位置している。県道104号線越え実弾砲撃演習は、県民の生活道路を演習の度に封鎖するのみならず、キャンプ・ハンセンの訓練区域周辺は住宅、学校、病院等が所在し、使用される155ミリ榴弾砲の射程距離が30キロメートルで訓練区域の規模（東西13キロメートル、南北4.2キロメートル）をはるかに上回っており、非常に危険であった。また、着弾地から生じる騒音や振動等、住民生活へ悪影響を与えてきた。さらに、同演習場内ではしばしば山林火災が発生し、貴重な自然の破壊や環境汚染をもたらしていることから、県は繰り返し米軍及び那覇防衛施設局に対し、同演習の中止及び廃止を要請してきた。

SACO最終報告は、平成9年度中に県道104号線越え実弾砲撃演習が日本本土の演習場に移転された後、同演習を取り止めることとした。平成8年8月29日、日米合同委員会は「実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班」の勧告を受け入れ、県道104号線越え実弾砲撃演習の分散・実施について、矢白別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、東富士演習場（静岡県）、北富士演習場（山梨県）、日出生台演習場（大分県）の5箇所の演習場を移転先とし、訓練は年間最大4回、合計最大35日以内とするなどの内容を承認した。これによって県道104号線越え実弾砲撃演習は、平成9年3月の180回目の実施を最後に、事実上廃止されることになった。

イ パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練が行われていた読谷補助飛行場が所在する読谷村では、人口の増加に伴い、同飛行場（190.7ヘクタール）を囲む形で住宅地域が広がり、施設周辺の農耕地や住宅地域にパラシュートの訓練兵が降下する等の事故が発生し、33件の事故が確認されている。

同飛行場は狭隘だったため、事故のほとんどが農耕地や民家等の提供施設外への落下であるが、昭和25年の燃料タンク落下による少女圧死、昭和40年のトレーラー落下による少女圧死等、悲惨な事故も発生しており、地域住民の生活に不安を与えていた。

このように、狭隘な農耕地や住宅地に囲まれた読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練は危険であるため、県や読谷村は、同飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止と同施設の返還を強く要請してきた。

平成6年に大田知事が訪米した際にも重要三事案の一つとして要請し、SACO最終報告において、読谷補助飛行場については、パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移転された後に返還することが合意された。

その後、平成11年3月24日、伊江村がパラシュート降下訓練の受入れを正式に表明し、同年4月13日に金武町が楚辺通信所の受入れを表明した。平成11年10月、日米合同委員会において、移転のため必要となる経費負担などの所要の措置について合意がなされた。平成14年10月3日の日米合同委員会において、楚辺通信所の移設完了後に読谷補助飛行場が返還されることが合意された。その後、楚辺通信所の移設工事の遅れにより返還が遅れていたが、平成18年7月31日、読谷補助飛行場用地の大部分（約138ヘクタール）が返還され、残りの部分（約53ヘクタール）についても、平成18年12月31日に返還された。

また、平成8年7月19日以降、読谷補助飛行場においてパラシュート降下訓練は実施されていない。

しかし、平成19年1月25日の日米合同委員会において、伊江島について天候面での悪条件等訓練実施に対する制約が多く、米軍の訓練が不足していることを理由に、例外的な場合に限り嘉手納飛行場を使用すると合意が行われ、平成19年1月26日から令和6年1月末までに嘉手納飛行場において16回のパラシュート降下訓練が実施されている。

ウ 公道における行軍

公道における行軍については、既に中止されている。

(3) 騒音軽減イニシアティブの実施

ア 平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意がなされた。しかし、依然として夜間・早朝の飛行や環境基準値を超える騒音が発生している状況がある。

イ 普天間飛行場に配備されているKC-130空中給油機の岩国飛行場への移駐については、平成18年5月1日のSCCにおいて、KC-130空中給油機の岩国飛行場への移転と、訓練及び運用のため海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開すること等が合意された。

平成26年5月30日に岩国飛行場において移駐開始に必要な格納庫、家族住宅、駐機場等の施設が完成し、6月24日、日米合同委員会においてこれら施設の米側への提供が合意された。

平成26年7月15日からKC-130の岩国飛行場への移駐が開始され、8月26日に15機全機の移駐が完了した。

- ウ 嘉手納飛行場配備のMC-130特殊作戦機の運用の移転については、平成8年12月、従来の海軍駐機場から主要滑走路の北西に移転している。
- 嘉手納飛行場における海軍航空機の運用の移転については、平成15年8月1日、沖縄市が海軍航空機の運用及び支援施設の移転受入を表明し、平成17年6月30日の日米合同委員会において、現有洗機施設を同飛行場内の空軍大型機駐機場（L-11）地区へ移転・整備することが合意され、平成19年1月25日の日米合同委員会において、洗機施設の移転に係る建設工事の実施が合意され、同駐機場の大型・中型機の洗機場は、平成20年9月に空軍大型機駐機場（L-11）地区へ移転した。
- 日米合同委員会で、平成21年2月に海軍駐機場の沖縄市側への移転実施が、平成22年10月に海軍駐機場、誘導路、敷地造成等の工事実施が合意され、平成25年3月に駐機場等が米側に提供された。
- 平成26年7月24日、格納庫等の整備工事実施について日米合同委員会で合意し、平成28年12月に整備格納庫等が米側に提供され、平成29年1月に移転が完了したが、移転後も外来機により旧海軍駐機場が使用される事案が発生している。
- エ 嘉手納飛行場の遮音壁については、平成10年3月26日の日米合同委員会において建設の実施が合意され、平成12年7月に米軍へ提供された。

（4）地位協定の運用の改善^{※1}

- ア 事故報告については、平成8年12月2日の日米合同委員会において、米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する合意がなされた。また、平成9年3月31日の日米合同委員会において、事件・事故の通報体制の整備が合意された。
- イ 日米合同委員会合意の公表については、一層公表することを追求するとされた。
- ウ 合衆国の施設及び区域への立入については、平成8年12月2日の日米合同委員会において、立入に関する新しい手続が合意された。
- エ 米軍の公用車両の表示については、同措置についての合意が実施された。
- オ 任意自動車保険については、平成9年1月から地位協定の下にある全ての人員を、任意自動車保険に加入させることが決定された。
- カ 米軍人等が公務外で起こした事件に関する慰謝料の支払いについては、地位協定第18条第6項の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行うとし、米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない場合、日本政府がその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力することが合意・実施されている。
- キ 検疫手続については、平成8年12月2日の日米合同委員会において、合衆国の船舶又は航空機が提供されていない飛行場に着くときは、日本国による検疫を受けるなど、人、動物及び植物の検疫に関する合意がなされた。
- ク キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去については、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続が実施されるとされた。

※1 第4章第1節「日米地位協定とその見直しに向けた取組等」を参照。

第4節 再編ロードマップ及び統合計画

1 再編ロードマップ及び統合計画に至る経緯と県の対応

平成13年に発足したブッシュ政権は、国防について、21世紀の安全保障環境に対応するための軍の変革（トランスフォーメーション）等を目標として包括的見直しを進め、同年10月には「4年毎の国防計画の見直し（QDR）」を発表し、平成15年11月には世界的な米軍の展開態勢の見直しについて、議会、同盟国などと協議を強化する旨を発表した。

また、日米両政府においては、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議が始まり、平成14年12月のSCCにおいて、日米間の安全保障に関する協議を強化することが確認された。これを受け、平成17年2月19日のSCCにおいて、第1段階の共通戦略目標が確認された。また、第2段階の日米の役割・任務・能力とともに、第3段階の兵力態勢の再編について集中的に協議を行うこととされた。

県では、SACOで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要と考えていたところであり、米国における国防に関する包括的な見直しや、日米両政府による在日米軍再編に向けた協議を踏まえ、平成13年5月、パウエル国務長官をはじめ米国政府高官に対し、平成14年8月には内閣総理大臣及び関係大臣に対し、平成15年11月にはラムズフェルド国防長官に対し、平成16年11月には米国議会に設置された「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」に対し、沖縄の米軍基地問題の解決促進を要請した。

また、平成17年3月には、稲嶺知事が訪米し、ライス国務長官をはじめ米国政府高官等に対し、米軍基地問題の解決を強く求める県民の意向や本県の実状を伝え、理解と協力を求めた。

その際、①海兵隊の県外移転、②嘉手納飛行場の運用改善、③陸軍複合射撃訓練場の建設中止、④日米地位協定の抜本的見直しの4つの項目を基本的考え方として提示し、米軍再編の中での基地負担の軽減を要請した。また、訪米に先立って、小泉総理大臣をはじめ関係大臣に対しても要請した。

平成17年10月29日のSCCにおいて、共同文書「未来のための変革と再編」（いわゆる中間報告）が取りまとめられ、第2段階の日米の役割・任務・能力の具体的方向性とともに、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢についての具体的な方向性が示された。この中で、在沖米軍に関しては普天間飛行場の県内移設、第3海兵機動展開部隊司令部のグアム移転等が示された。

そして、平成18年5月1日のSCCにおいて、それまでの一連の成果として「再編実施のための日米のロードマップ」（最終報告、いわゆる「再編ロードマップ」）という形で、第3段階の兵力態勢の再編の最終的とりまとめがなされ、具体的施策を実施するための詳細が示された。

在沖米軍に関しては、普天間飛行場代替施設のキャンプ・シュワブ区域への設置、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8,000名の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等が示され、これらは相互に結びついているものとされていた。

この再編ロードマップについて、県は、全体としてみれば高く評価するとしつつ、普天間飛行場移設問題については、移設条件を付すなどして苦渋の選択をした経緯で従来案が進められていた中で、地元に事前の説明もなく新たな移設案で合意されたこと等を踏まえ、新たな合意案を容認できない旨の考え方を示した。

平成18年5月11日、当時の稲嶺知事は防衛庁長官との間で、政府と県の立場の相違を踏まえ、米軍再編最終報告書を起点に、今後とも継続的に協議を進めていくということを確認するため、「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結した。

その内容は、

- 1 政府と沖縄県は、在沖米軍の再編の実施に当たっては、戦後61年の長期にわたる過重な基地負担に苦しんだ沖縄県民の労苦に鑑み、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定に寄与する在日米軍の抑止力の維持と沖縄の負担軽減が両立する方向で対応することに合意する。
- 2 防衛庁と沖縄県は、平成18年5月1日にSCCにおいて承認された政府案を基本として、①普天間飛行場の危険性の除去、②周辺住民の生活の安全、③自然環境の保全、④同事業の実行可能性一に留意して、対応することに合意する。
- 3 今後、防衛庁、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この確認書をもとに、普天間飛行場代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議するものとする。
- 4 政府は、在日米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。
- 5 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用の改善等、対応を検討する。

となっている。

平成18年5月30日、政府は、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」を閣議決定した。その内容は、在沖海兵隊のグアム移転を早期に実現することが示された一方で、沖縄県の移設条件や名護市の受入条件、地域振興などが明記され、地元の意向が反映されていた平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）の廃止などとなっていたため、稲嶺知事は、極めて遺憾であるとするコメントを発表した。

また、再編ロードマップにおいては、嘉手納飛行場より南の土地の返還が示され、統合のための詳細な計画を平成19年3月までに作成することが示されたが、沖縄に関連する再編案は相互に結びついていないものとされたため、進展が見られない状況が続くことになった。

平成22年5月28日のＳＣＣの共同発表では、再編ロードマップに一部追加・補完をし、再編案を着実に実施していくことが再確認された。

県及び市町村は、海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを要望していたところ、平成24年4月27日のＳＣＣの共同発表では、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納飛行場より南の土地の返還を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すとともに、約9,000名の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されることが改めて合意され、平成25年4月、日米両政府は、嘉手納飛行場より南の6施設、約1,048ヘクタールの返還に関する具体的な返還条件、時期、手順等を示した「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」（以下「統合計画」）を発表した。

また、平成25年12月17日に開催された沖縄政策協議会において、仲井眞知事は、統合計画に位置づけられた牧港補給地区の返還の前倒し（7年以内全面返還）を含む米軍基地負担の軽減を要請した。

県は、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、地元の意向を反映させた、計画的な実施とともに、施設・区域の返還に伴う跡地利用への支援及び駐留軍従業員の雇用の確保についても、きめ細かな対応を求めている。

2 再編ロードマップ（沖縄関係）の概要※¹

平成18年の再編ロードマップにおける「実施に関する主な詳細」は6項目からなり、そのうち、沖縄に直接関係するのは、普天間飛行場代替施設や在沖海兵隊のグアム移転、土地の返還等を内容とする「1. 沖縄における再編」、米軍のPAC-3能力を既存の米軍施設・区域に展開すること等を内容とする「5. ミサイル防衛」、嘉手納飛行場等からの訓練移転を内容とする「6. 訓練移転」の3項目である。

また、土地の返還については、沖縄に残る施設・区域の統合のための詳細な計画を作成することとされており、その計画が、前述の統合計画である。

なお、再編ロードマップは、その後のＳＣＣ共同発表、ＳＣＣ共同文書により追加、変更等が行われている。

3 再編ロードマップ（沖縄関係）の進捗

以下、再編ロードマップの構成に従って、主な進捗を示す。

1. 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

「第5章普天間飛行場移設問題（辺野古新基地建設問題）」を参照

(b) 兵力削減とグアムへの移転

再編ロードマップにおいては、約8,000名の第3海兵機動展開部隊の要員とその家族約9,000名が2014年までに沖縄からグアムに移転すること、移転する部隊は第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含むこと、これらの兵力の移転が可能となるよう、日本はグアムにおける施設及びインフラ整備のため60.9億ドルを提供し、米国は残りを負担すること等が示された。

その後、平成23年のＳＣＣ共同文書において、2014年には達成されないことに留意するとともに、2014年より後のできる限り早い時期に完了させる旨が示された。

平成24年のＳＣＣ共同発表においては、約9,000名の海兵隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転されることが示された。併せて、日本の財政的コミットメントが直接的な資金提供28億ドルとなること、他の形態での財政支援は利用しないことが確認された。

※¹ 再編ロードマップ、統合計画及び関係するＳＣＣ共同発表等の全文は、沖縄県知事公室基地対策課のホームページ「沖縄の米軍基地 資料編」を参照

令和4年1月のSCC共同発表においては、在沖海兵隊のグアム移転が令和6年から始まること
が示された。

令和5年1月のSCC共同発表においては、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊が沖縄に残留
し、第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編されることが示された。

現在、グアムにおいては、海兵隊の移転先であるキャンプ・ブラズの整備が進められており、令
和5年1月には同基地の開所式が行われた。

なお、平成21年度から令和4年度までに日本政府が米側に提供した資金は総額約3,424億円、2010
会計年度から2023会計年度までの米側の予算措置状況は総額約25.65億ドルとなっている。^{※1}

令和5年1月のSCC共同発表で残留するとされた部隊に代わって移転する部隊や、グアム以外
の地域への移転を含めた計画が示されていないことから、県は海兵隊の国外移転の着実な実施及び
在沖海兵隊9千人の移転計画を明らかにすることを求めている。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

再編ロードマップにおいては、土地の返還として、

- ・普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要
員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の
返還が可能となること
- ・日米双方は、平成19年3月までに、統合のための詳細な計画を作成すること
- ・同計画においては、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾
施設、陸軍貯油施設第1桑江タンクファームについて全面的又は部分的な返還が検討されるこ
と

が示された。

また、施設の共同使用として、陸上自衛隊がキャンプ・ハンセンを使用すること、航空自衛隊
は嘉手納飛行場を使用することが示された。

土地の返還については、その後、平成24年のSCC共同発表において、第3海兵機動展開部隊
の要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の
双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことが決定された。また、この共同
発表においては、沖縄に残る施設・区域に関する統合計画を平成24年12月までに作成するとされ、
平成25年4月に「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」（統合計画）として発表
された。統合計画で示された土地の返還予定面積は、全体で約1,048ヘクタールとなっており、
令和5年12月までに約73ヘクタールが返還されている。統合計画の具体的な進捗については、「5
統合計画の進捗」を参照。

施設の共同使用のうち、陸上自衛隊によるキャンプ・ハンセンの使用については、平成19年11
月13日に金武町長、宜野座村長、恩納村長が受入れを表明した。その後、平成20年2月7日、共
同使用について日米合同委員会で合意され、翌3月17日及び18日に、初のキャンプ・ハンセン共
同使用による陸上自衛隊の訓練が実施された。

5. ミサイル防衛

再編ロードマップにおいては、米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍
施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となることが示された。

平成18年10月2日から13日にかけてミサイル本体を含む器材が嘉手納飛行場及び嘉手納弾薬庫
に搬入され、同年11月30日、PAC-3部隊任務開始式が行われた。

6. 訓練移転

再編ロードマップにおいては、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設から
の航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加
すること等が示され、平成19年3月に嘉手納飛行場からの一部訓練移転が実施された。

平成22年5月28日のSCC共同発表において、グアム等日本国外への訓練移転についても検討す
ることが示された。その後、平成23年1月20日の日米合同委員会で、航空機訓練移転のグアム等へ
の拡充について合意され、同年10月4日の日米合同委員会で、訓練移転はグアム等アンダーセン空
軍基地及び北マリアナ諸島ファラロン・デ・メディニラ空対地射場とそれらの周辺区域を使用して
実施することとされた。

さらに、令和5年7月27日の日米合同委員会合意により、訓練移転先としてアラスカ州アイルソ
ン空軍基地、エレメンドルフ・リチャードソン統合基地、統合太平洋アラスカ演習施設とそれらの

※1 年度毎の内訳については、沖縄県知事公室基地対策課のホームページ「沖縄の米軍基地 資料編」を参照

周辺区域が追加された。

嘉手納飛行場からの一部訓練移転は、平成19年3月から令和4年12月末までに、タイプⅠ（1機～5機の米軍機が、1日～7日までの間参加）の訓練が10回、タイプⅡ（6機～12機の米軍機が、8日～14日までの間参加）の訓練が15回、グアム等への訓練移転が61回実施されている。

4 統合計画の概要

統合計画においては、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム及び普天間飛行場が返還されることとされている。

同計画で示された土地の返還予定面積は全体で約1,048ヘクタールとなっており、令和4年度末までに約73ヘクタールが返還されている。

主な返還事例は、平成27年3月末のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区約51ha、平成29年7月及び平成30年3月の普天間飛行場東側の一部約5ヘクタール、令和2年3月のキャンプ瑞慶覧の施設技術部地区の一部約11ヘクタールなどである。

5 統合計画の進捗

(1) 返還の進捗^{※1}

統合計画においては、平成24年4月のSCC共同発表で示された「必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域」、「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」及び「米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域」の3つの区分及び平成24年4月以降の進展を踏まえた「追加的な土地の返還区域」の計4つの区分が設けられているが、統合計画に位置づけられたほとんどの米軍基地が複数の区分にまたがっているため、ここでは便宜上、米軍基地ごとに進捗を示す。

ア キャンプ瑞慶覧

キャンプ瑞慶覧は、西普天間地区（約52ヘクタール）及び施設技術部地区内の倉庫地区の一部（10ヘクタール）が、「必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域」に位置づけられ、それぞれ平成27年3月末、令和2年3月末に返還された。

また、ロウワー・プラザ住宅地区（約23ヘクタール）、喜舎場住宅地区の一部（約5ヘクタール）及びインダストリアルコリドー（約62ヘクタール）は「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」に位置づけられている。

これらはまだ返還されていないが、ロウワー・プラザ住宅地区については、令和4年5月19日の日米合同委員会において、既存住宅を解体し緑地公園としての一般利用に際して必要な整備を行うため共同使用することが合意された。令和5年10月までに既存住宅の解体が完了しており、令和5年度中に一般利用に供される見込みである。

また、キャンプ瑞慶覧の追加的な部分が「米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域」としても位置づけられているが、返還面積は明記されていない。

加えて、白比川沿岸区域（約0.4ヘクタール）及びインダストリアル・コリドー南側に隣接する区域（約0.5ヘクタール）が「追加的な土地の返還区域」に位置づけられており、白比川沿岸区域は施設技術部地区内の倉庫地区の一部と合わせて令和2年3月末に返還された。

イ 牧港補給地区

牧港補給地区は、北側進入路（約1ヘクタール）及び第5ゲート付近の区域（約2ヘクタール）が「必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域」に位置づけられ、それぞれ平成25年3月末、平成31年3月末に返還された。

また、倉庫地区の大半を含む部分（約129ヘクタール）が、「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」に位置づけられ、そのうち、SACO最終報告においても位置づけられていた国道沿いの土地約3ヘクタールが、平成30年3月に返還された。加えて、国道沿いの土地（ランドリー工場地区）の約0.2ヘクタールが令和3年5月に返還された。

残余の部分については、「米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域」とされ、まだ返還された土地はない。

ウ キャンプ桑江

キャンプ桑江は、全域（約68ヘクタール）が「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能

※1 統合計画の全文については、沖縄県知事公室基地対策課のホームページ「沖縄の米軍基地 資料編」を参照

となる区域」に位置づけられているが、統合計画に基づいて返還された土地は、まだない。

エ 那覇港湾施設

那覇港湾施設は、昭和49年1月のSCCにおいて、移設を条件に返還合意がなされている。同施設は、県都那覇市の玄関口である那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域である。

平成6年12月15日の日米合同委員会において、同施設の移設問題に関する検討を行うため、「那覇港湾施設特別作業班」の設置が認められた。同委員会は、平成7年5月11日、同作業班が行った勧告を承認した。その概要は、①35.3ヘクタールの代替施設が那覇港港湾計画浦添ふ頭地区内に移設されることを条件として、那覇港湾施設(56.8ヘクタール)の全部及び牧港補給地区に隣接する50メートルの制限水域の全部を返還する、②牧港補給地区と新しい港湾施設とを結ぶ進入道路が提供される、③新しい港湾施設には隣接する50メートルの制限水域を含む、となっている。

さらに平成8年12月のSACO最終報告においても、浦添ふ頭地区への移設と関連して、那覇港湾施設の返還を加速化するため最大限の努力を日米共同で継続することが確認されている。移設先とされている浦添市においては、那覇港湾施設の同市への移設に強く反対していたが、平成13年11月12日に、移設受入れを表明した。

平成13年11月16日、国、県及び地元自治体の間の協議の場として、「那覇港湾施設移設に関する協議会」、「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」及び「県都那覇市の振興に関する協議会」の3つの協議会が国により設置された。現在、この3つの協議会において、移設に関連する諸措置、移設受入れに係る諸措置及び跡地利用を円滑に進めるための県都那覇市の振興事業について協議している。

平成15年1月23日の第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁が提示した那覇港湾施設の代替施設の位置及び形状案について、県、那覇市及び浦添市が了承した。代替施設については、那覇港港湾計画に参考掲載することになった。また、防衛施設庁は、那覇港湾施設の移設に当たり、代替施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることを明らかにした。

平成15年7月30日の日米合同委員会において、平成7年の日米合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

平成18年5月1日のSCCにおいて、共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が最終合意され、那覇港湾施設の代替施設については、新たに集積場(14ヘクタール)が追加されることになった。

平成19年8月9日の第13回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁から、現有の那覇港湾施設の機能維持を目的としているものとして、追加的な集積場を含む代替施設(49ヘクタール)の位置及び形状が示され、県、那覇市及び浦添市が了承した。

平成19年12月11日の日米合同委員会において、平成15年の合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

平成23年4月15日の日米合同委員会において、平成22年3月の那覇港港湾計画変更を踏まえ、那覇港湾施設代替施設周辺の形状修正がなされた。

平成25年4月、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」(以下「統合計画」という。)が発表され、那覇港湾施設の機能の浦添ふ頭地区に建設される約49ヘクタールの代替施設(追加的な集積場を含む。)への移設を条件とする全面返還、及び返還条件が満たされ、返還に必要な手続の完了後、2028年度(平成40年度)又はその後に返還可能との返還時期が示された。

平成27年4月28日の第23回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、浦添市が、浦添ふ頭コースタルリゾート地区開発計画の見直し案について報告し、見直しに伴う浦添ふ頭内における代替施設の位置の変更を要望した。

平成29年4月27日の第24回協議会において、那覇港管理組合から、代替施設の配置案と民港に与える影響・支障の評価結果の報告を受け、代替施設の民港に与える影響・支障は、南側配置案は非常に大きく、北側配置案は小さいとの確認がされた。

平成31年4月23日の第25回協議会において、浦添市から、「代替施設の浦添市西部開発に与える影響・支障については、南側配置案が優位」との報告があった。

令和2年8月4日、沖縄防衛局から県に対し、「政府としては、米軍と協議する中で、南側配置案は技術的に選択することはないという結論に至った」との連絡があった。

令和2年8月18日の知事、那覇市長及び浦添市長による三者面談後の記者会見において、浦添市長が、北側配置案の受入れを表明した。

令和3年5月19日の第27回協議会において、代替施設と民港の形状案との整合を図りつつ移設を進めるべく、防衛省において、代替施設を北側に位置付ける形で技術的な検討を加速化させ、米

側との間で代替施設の形状案の具体化を図ることが確認された。

令和4年3月30日の第28回同協議会において、防衛省から、代替施設の位置及び形状案の報告があり、各構成員は、今後の作業の方向性を確認する第29回同協議会に向けて同案の検討を行うことを確認した。

令和4年10月25日の第29回同協議会において、防衛省から、防波堤の位置及び形状案についての説明があり、那覇港管理組合から、民港形状案と、防波堤も含めた代替施設の位置及び形状案との整合を確認したとの説明があった。また、各構成員は、防衛省が代替施設の位置及び形状案に基づいて、日米合意に向けた米軍との調整作業を進めることを確認した。

令和5年3月、那覇港港湾計画が、那覇港地方港湾審議会、国土交通省による交通政策審議会港湾分科会の審議を経て改訂された。

令和5年4月20日の日米合同委員会において、代替施設の位置・形状及びマスタープランが合意された。

令和5年4月、沖縄防衛局において、統合計画で示された移設手順に則り、環境影響評価の手続が開始され、これと並行して、基本検討業務、基本設計業務、測量調査・地質調査等の手続が順次進められている。

オ 陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム

陸軍貯油施設第1桑江タンクファームは、「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」に位置づけられているが、まだ返還された土地はない。

カ 普天間飛行場

普天間飛行場は、「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」に位置づけられており、平成29年7月末に同飛行場の東側沿いの土地約4ヘクタール、平成30年3月末に同飛行場の東側沿いの土地約0.4ヘクタール、令和2年12月20日に市道11号線整備のため約0.1ヘクタールが返還された。

(2) 移設先における進捗状況

沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域とされた区域は、キャンプ瑞慶覧、トリイ通信施設、嘉手納弾薬庫（知花地区）、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ又はキャンプ・コートニーに代替施設を移設することが条件となっている。

移設先においては、施設の配置計画となるマスタープランが必要とされるが、令和5年12月現在、キャンプ瑞慶覧、キャンプ・ハンセン、トリイ通信施設、嘉手納弾薬庫（知花地区）及び那覇港代替施設にかかるマスタープランが作成済みであり、日米間で合意されている。一方、キャンプ・シュワブ、キャンプ・コートニーについては、まだマスタープランが作成されていない。

以下、移設先ごとに主な進捗を示す。

ア キャンプ瑞慶覧

キャンプ瑞慶覧は、キャンプ桑江の海軍病院、中学校、家族住宅の移設先であり、マスタープランは平成31年2月15日に日米合同委員会で承認された。

なお、SACO最終報告においても位置づけられていた海軍病院は平成25年2月に移設されている。

イ トリイ通信施設

トリイ通信施設は、キャンプ瑞慶覧の陸軍倉庫、牧港補給地区の陸軍倉庫の移設先である。

マスタープランは平成26年4月11日に日米合同委員会で承認され、同年12月、読谷村長が受入の容認を表明した。

ウ 嘉手納弾薬庫（知花地区）

嘉手納弾薬庫（知花地区）はキャンプ瑞慶覧のスクールバス関連施設及び牧港補給地区の国防省支援機関の施設の移設先である。

マスタープランは平成27年1月30日に日米合同委員会で承認され、平成28年8月19日に沖縄市長が移設受入を表明した。

令和3年1月28日に、マスタープランの見直しについて日米合同委員会で承認された。

エ キャンプ・ハンセン

キャンプ・ハンセンはキャンプ瑞慶覧の海兵隊コミュニティサービス庁舎等、キャンプ瑞慶覧の

海兵隊輸送関連施設等、牧港補給地区の海兵隊の倉庫等の移設先である。

金武町長は、平成26年4月14日にキャンプ瑞慶覧内、白比川沿岸区域の施設（海兵隊コミュニティサービス庁舎等）について、平成30年5月19日にその他の施設について、キャンプ・ハンセンへの移設受入を表明した。マスタープランは平成30年5月11日に日米合同委員会で承認された。

オ 那覇港湾代替施設

那覇港湾施設の移設先であり、マスタープランは令和5年4月20日の日米合同委員会で承認された。

カ キャンプ・シュワブ

陸軍貯油施設第1桑江タンクファームにある普天間飛行場の運用支援施設・機能、普天間飛行場にある海兵隊飛行場関連施設等の移設先であり、マスタープランはまだ作成されていない。

キ キャンプ・コートニー

牧港補給地区の米軍放送網（AFN）送信施設、キャンプ瑞慶覧の海兵隊通信関連施設の移設先であり、マスタープランはまだ作成されていない。

6 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

政府は、平成18年5月に日米間でとりまとめられた「再編実施のための日米のロードマップ」を確実に実施することが重要との観点から、平成19年2月9日、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」(再編特措法)を閣議決定し、通常国会に提出した。同法案は、同年5月23日に可決、成立し、同年8月29日に施行された。

同法の有効期限は平成29年3月31日までとされていたが、平成29年3月31日に同法の一部を改正する法律が施行され、有効期限が平成39年3月31日まで10年間延長された。

なお、同法には制定当初、海兵隊のグアム移転促進に向け、移転にかかる住宅やインフラ整備への出融資を実施するため、株式会社国際協力銀行の業務の特例が規定されていたが、平成24年4月27日のS C Cにおいて、日本の財政的コミットメントが直接的な資金提供のみとなり、他の形態での財政支援は利用しないことが確認されたため、平成29年の改正により、当該規定は削除された。

同法の概要は以下のとおり。また、同法に基づく再編交付金の対象事業については、「第6章第1節2再編交付金」を参照。

(1) 目的(第1条)

この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(2) 再編関連特定防衛施設の指定(第4条関係)

防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

ア 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

イ 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

(3) 再編関連特定周辺市町村の指定(第5条関係)

防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村(政令で定める範囲内のものに限る。)について、前記(2)ア及びイに掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業(公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。)を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

(4) 再編交付金(第6条関係)

国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

(5) 駐留軍等労働者に係る措置(第16条関係)

国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成十一年法律第二百十七号)第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。)について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。